

別紙 「ワーキンググループ2機密情報に関する取扱い規約」

宅内直流給電アライアンス ワーキンググループ2則(以下、「WG2則」という。)第7条により、ワーキンググループ2(以下、「WG2」という。)での活動(以下、「本活動」という。)において、事務局を通じて会員の間で授受される機密情報の取扱い、保護及びその他関連する事柄等については、次のとおりとする。

第1条(機密情報の定義)

会員は、本活動の実施に限定して実施される会員間の情報の授受に関し、開示側会員(以下、「開示者」という。)が事務局を通じて受領側会員(以下、「受領者」という。)に開示する宅内直流給電技術、並びにその関連技術に関する通信機器、家電機器及びその他宅内で使用される機器の情報、その他の本活動の実施に必要となる情報であって下記1)及び2)号の定める条件を満たす情報のみが、機密情報と解釈される(以下、「機密情報」という。)ことを了承する。

- 1) 機密情報が書面または電子データにより開示される場合は、機密情報に開示者名及び機密である旨を明示し受領者に開示されるものとする。
- 2) 機密情報が口頭により開示される場合には、(a)開示者が、開示時点で機密である旨明確に示し、(b)開示後 30 日以内に開示者が、開示者名及び機密である旨を明示した文書により内容を詳記して受領者に交付するものとする。

2. 前項1)及び2)号の定めにかかわらず、下記に該当する情報は、機密情報には含まれないものとする。

- 1) 開示の時に公知であり、もしくは開示以後受領者の過失もしくは違反によらず公知となる情報
- 2) 受領者が、開示者から開示される以前に、正当に保持していたことを証明できる情報
- 3) 開示者の機密情報を使用することなく、受領者が独自に開発し、または将来開発する情報
- 4) 受領者が、譲渡もしくは開示の権利を有する第三者から、正当に本規約の義務を負うことなく、入手しまたは入手する情報
- 5) 開示者が、本規約から除外することに文書により同意した情報

3. 開示者は、受領者に開示し、本規約において守秘義務の制約が課せられる機密情報の量を最小限にするため、合理的な努力をしなければならない。

第2条(機密情報の非開示／目的外使用の禁止)

受領者は、自らが保有し同様の重要度を有する機密及び財産的情報を保護するのと同様の注意をもって、開示された機密情報の開示、漏洩、公表、配布または権限のない使用を防ぐための措置をとることに同意する。

2. 受領者は、受領した開示者の機密情報が、本活動の実施目的以外に使用または利用されてはならない事に同意し、受領した機密情報の複写、複製は開示者が書面により同意した場合を除き、受領者が本活動の実施目的を遂行するうえで必要な範囲を超えてこれを行わないものとする。機密情報の複写、複製を行う場合は、複写物、複製物にも機密情報である旨を明記することとする。

3. 受領者はこれらの機密情報を、前記目的のため知る必要のある受領者の組織及び外部の顧問(法律顧問及び財務顧問を含むが、技術的顧問を含まない。)への開示に限定する。受領者は、開示された組織に本規約における守秘義務を告知し、機密情報を管理するものとする。

4. 受領者は、判決、決定、命令その他の司法上または行政上の要請、要求または命令により要求された場合、機密情報を開示することができる。ただし、受領者は開示者がこれを争うことができるよう、直ちにかかる要請、要求または命令について、開示者に通知するものとするとともに、開示先に対し機密性に則して機密情報を取扱うように要請することとする。

第3条(子会社等への開示)

前条第3項の規定にかかわらず、受領者は、本活動のために合理的に必要な範囲内で、自己の子会社(自己がその議決権付株式の過半数を直接または間接に保有する会社をいう。)に対し、開示者の機密情報を開示することができるものとする。この場合、受領者は自己が機密情報を開示した子会社に対して、本規約に基づき自己に課された機密保持義務と同等の義務を課すものとし、当該子会社の義務違反につき責任を負うものとする。

第4条(情報の管理責任)

会員は、WG2への入会後速やかに、本活動で授受される機密情報の取扱い責任者(以下、「情報管理責任者」という。)を定め、所定の書面(別紙1)により事務局に通知するものとする。なお、情報管理責任者を変更する必要がある場合は、事前に書面をもって事務局に通知するものとする。

2. 会員が定めた情報管理責任者は、本規約で定めた条件に基づく会員間の機密情報の授受、返却、及び開示者から受領した機密情報リスト作成、維持を行うものとする。なお、機密情報リスト作成、維持について、事務局に補助を求めることができる。

第5条(独自開発)

開示者は、受領者が現在もしくは将来、受領した機密情報を利用することなく独自に、開示者の情報に類似の情報を受領者の組織で開発し、もしくは第三者から取得することを了解する。従って、本規約において受領した本機密情報が使用されない限り、本規約は、受領者が開示者と競合する製品、システム、

サービスもしくは他のいかなる技術をも開発し、または開発委託を行わないという表明と解釈されないものとする。

また本規約は、本規約の条項、条件を遵守する限りにおいて、本活動に従事する受領者側の組織をいかなる他の業務に従事させることをも妨げるものと解釈されるものではない。

第6条(機密情報の帰属と非保証)

全ての機密情報は開示者に帰属し、受領者に対する機密情報の開示により、商標、特許、著作権、及び他のいかなる知的財産権に基づく権利も、黙示的であると否とを問わず、許諾されたとみなされないものとする。

2. 開示者は、受領者に対して、全ての機密情報を開示する権利を開示者が有することを保証する。ただし、全ての情報は「現状のまま」で提供され、その正確性、とりわけ第三者の商標、特許、著作権、その他のいかなる知的財産権及びその他の権利の非侵害に関し、明示、暗示もしくはその他の保証を与えるものではない。

3. 本規約及び本規約に基づく機密情報の開示もしくは受領は、会員間における製品、システム、サービスもしくはいかなる技術の購入ないし取引きについて、約束または意味するものではなく、また現在及び将来のいかなる言質をも与えるものではない。

第7条(守秘期間／返却)

本活動に関し、WG2則発効日以前に取り交わした機密情報については、会員はその情報を特定、確認して、第4条第2項に従って維持する。また開示者の機密情報を保護する受領者(WG2を退会した者を含む。)の守秘義務は、本活動の終了後も残存するものとし、当該機密情報の開示の日から3年後に終了する。

2. 受領者は、開示者がWG2の期間内または当該期間終了後30日以内に文書により事務局に要求し、事務局から受領者に通知した場合、文書、図面及びそれらのコピーの範囲に当たる有形な機密情報を通知受領後30日以内に開示者に直接、または事務局を介して返還するか、もしくは開示者の提示するところにより処置し、書面等により処置した旨を開示者に直接または事務局を介して通知するものとする。

3. WG2を退会する会員は、退会前に速やかに開示者から受領した機密情報を事務局に返却するものとする。

4. 受領者は、WG2を退会した会員が開示した機密情報について、第1項に定める守秘期間まで守秘義務を負うものとする。

第8条(損害賠償)

受領者は、本規約に定める事項に関し、受領者側の責に帰すべき事由により、開示者が損害を被った場合は、開示者に直接かつ現実に発生した損害の賠償責任を負うものとする。損害責任については、別途該当者間で協議する。

第9条(完全合意)

本規約は、本規約に基づく機密情報の開示に関する完全な合意を構成し、かかる機密情報に関する事前の、または同時期の、口頭または書面による全ての合意に取って代わるものとする。

第10条(規約の存続)

第2条乃至第6条、第8条、第9条は、WG2の終了後も有効に存続するものとする。

第11条(細則)

本契約の運用に際し、本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、開示者及び受領者と協議して決定する。

以上